太陽光発電等による売電収入がある方の申告相談 Q&A

- Q1. 自分は給与所得者(年金所得者)で、売電所得が20万円以下だったので確定申告をしなかったのですが。
 - A. その場合、確定申告(税務署・所得税)は必要ありませんが、市県民税の申告(市役所)は必要です。
- Q2. 今まで売電所得を申告したことがありませんでしたが、さかのぼって申告しなければなりませんか?
 - A. 所得の申告は3年間さかのぼって行うことが可能です。 過去3年間、売電収入があるのに申告をしていない方は、売電所得を計算して申告をしてください。
- Q3. 太陽光発電の売電収入(所得)は何所得にあたりますか?
 - A. 『雑所得』か『事業所得』にあたります。
 - ・給与・年金所得者等が自宅に太陽光発電設備を設置し、自家消費以外の余剰電力を売電した場合→『その他雑所得』
 - ・事業所得者が事業の一環で設備を設置して売電収入を得た場合 (設置場所が事業所兼自宅の建物である場合を含む)
 - 給与 年金所得者であっても事業規模の太陽光発電設備を設置している場合

→『事業所得』

Q4. 減価償却費以外に認められる経費はありますか?

A. 自宅用であれば、『購入・設置費の借入金利息』『メンテナンス費用』『太陽光発電設備に対する 損害保険料』などがあります。

事業用の場合、上記のほかに『固定資産税』『土地の賃料』『遠隔監視システムや通信などにかかる管理費』なども計上できます。

- Q5. 太陽光発電設備の減価償却資産の耐用年数は何年ですか?
 - A. 17年です。

※財務省 減価償却資産の耐用年数等に関する省令

耐用年数表: 別表第二 機械及び装置

55 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの その他の設備 主として金属製のもの

- Q6. 発電設備をリースで設置しています。どのように所得計算したらよいですか?
 - A. 1年間に受け取った売電収入合計から、《1年間に支払ったリース料合計×売電割合》を差し引いたものが売電所得になります。

Q7. なぜ減価償却費やリース料などを全額必要経費として計上できないのですか? なぜ総発電量を調べる必要があるのですか?

A. 必要経費に認められるのは、電力を売却するためにかかった経費のみです。 自家用として使用した電力を発電するためにかかった費用は経費として認められません。 そのため、太陽光発電パネルが発電した電力(総発電量)のうち、どれだけ自家消費し、どれだけ売却したか(売電量)を調べ、『売電割合』を求める必要があります。

Q8. 総発電量や売電量は何を見ればわかりますか?

A. 売電割合の計算に使用する年間の総発電量は各ご家庭の発電モニターを、売電量は電力会社から の各月の明細をご確認ください。

(売電量は、収入金額と売電単価からも求められます。 収入金額:売電単価=売電量)

Q9. 減価償却期間やリース期間が終了した場合、所得計算はどうなりますか?

A. 借入金利息のほか、メンテナンス費用等が必要経費として計上できますが、これらが無ければ、 売電収入=売電所得となります。

Q10. 電力会社の明細や、他の領収書等を不要だと思って、捨ててしまったのですが。

A. 可能な限り再発行を試みてください。

売電収入は、電力会社からの振込額を通帳で確認することで代用可能です。

また、自宅の発電モニターのほかに、スマホ・タブレット等の専用アプリで、売電量や総発電量を確認できる場合もあります。(機種によります。使用方法については設置業者・メーカー等にお問い合わせください。)